

愛媛県最西端の細長い半島で、農業者と共に活動する隊員 集まれ！！

1. 町の概要

愛媛県の最西端に位置している「佐田岬半島」が伊方町です。北は瀬戸内海、南は宇和海、西は豊後水道を挟んで九州と対しており、温暖で風光明媚な地域です。「耕して天に至る」と言われる段々畑にたわわに実る温州みかんや清見タンゴール、デコポンなどの柑橘類、リアス式海岸の好漁場がもたらす新鮮な魚介類など多くの自然の恵みがあふれています。

2. 活動の概要

やる気・根気・負けん気があり、町民と一緒にあって農業振興に携わっていただく隊員を募集します。

活動内容は、新規就農や農業法人等への就職を目指す移住者が、農業に必要な技術や経営に関する知識を習得していただき、退任後は担い手として地域農業の発展に努めていただくための支援をします。

3. 募集人員

1名

4. 主な業務

(1) 柑橘の栽培及び経営知識の習得

- ・将来、柑橘農家として自立できるための栽培技術及び経営知識の習得
- ・隊員自らが管理する園地で年間通して販売までの管理を行う。

(2) 情報発信

- ・具体的な取り組みをホームページやSNS等を活用して発信する。

5. 活動地域

伊方町内（採用後に活動拠点を決定）

6. 募集対象

- (1) 令和6年4月1日現在で、年齢が満20歳以上45歳未満の方
- (2) 三大都市圏等の都市地域、または地方都市に住所を有し、委嘱後、伊方町の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動して居住できる方
- (3) 農業に興味があり、心身ともに健康である方
- (4) 普通自動車運転免許を有する方

- (5) パソコンの操作ができ、インターネットを活用した情報発信ができる方
- (6) 地域おこしに意欲と情熱があり、地域住民等と協力・協働ができる方
- (7) 協力隊員の活動終了後、伊方町に定住し起業・就業しようとする意思のある方
(就農する場合は、「新規就農者育成総合対策」の活用等により、安定的な就農に向けてフォローアップを行います)

7. 勤務形態

活動内容が天候に左右されますので土日祝日の活動もあります。

※週1回、活動場所、時間、内容等の活動計画及び報告を行っていただきます。

8. 委嘱形態及び任期期間

- (1) 伊方町長が委嘱し、伊方町と業務委託契約を締結します。(町との雇用契約なし)
- (2) 期間は委嘱の日から1年間としますが双方協議の上、最長で委嘱の日から3年まで延長することができます。(年度単位での更新になります。)

9. 委託費の内訳

- (1) 委託費は、報酬相当分、期末手当相当分、活動費の合計額となります。
- (2) 報酬相当分は月額202,718円とし、毎月支払います。
- (3) 期末手当相当分は、年間2箇月分を2回(6月・12月)に分けて支払います。
ただし、採用日によっては調整して支給します。
- (4) 活動費は下記の経費について、年額2,000,000円を上限とし、実績に応じて当月分を翌月に支払います。
①出張旅費 ②消耗品費 ③燃料費 ④通信運搬費 ⑤住宅費 ⑥負担金
⑦その他町長が必要と認める経費

10. 待遇・福利厚生

- (1) 国民健康保険及び国民年金については、隊員各自で加入する必要があります。
- (2) 隊員が委託業務の遂行上で被った災害(移動中を含む)について、町は一切の責任を負いません。
- (3) 活動中の住居は町が確保し、家賃相当額は委託費から負担します。
(光熱水費は個人負担)
- (4) 赴任旅費等手当(上限100,000円)を支給します。
- (5) 協力隊業務に支障のない範囲での副業は可能ですが、町へ報告する必要があります。

11. 申込受付期間

申し込みは随時受け付けます。(郵送もしくはメールで受け付けます)

※採用が決まり次第、募集を終了します。

12. 応募手続

(1) 提出書類

○応募用紙

- ・町ホームページよりダウンロードしてください。

○履歴書

- ・市販の履歴書をご使用ください。(写真添付)

○レポート

- ・様式は、町ホームページよりダウンロードしてください。
- ・テーマは、「地域おこし協力隊への応募動機と農業に対する思いや考え方（取り組みたい活動等）」について、1,000文字程度で作成してください。

※尚、提出された書類につきましては返却いたしません。

(2) 申し込み・問い合わせ先

〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

伊方町役場 総合政策課 まちづくり・DX政策係

電話 0894-38-2659 (直通) F A X 0894-38-1373

E-mail ikata@town.ikata.ehime.jp

13. 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を文書にて応募者全員に通知します。

(2) 農業体験

第1次選考合格者は、農業体験として町内の個人農家及び農協等で農作業体験を受けていただきます。(5日程度：宿泊先は、町が指定します)

※体験期間中に要する経費のうち、食費以外は町が負担します。(詳細は下記の通り) 交通費の町負担は、上限20,000円とします。

※賃金、日当の支払いはありません。

<体験期間中の必要経費>

交通費実費(上限あり：自宅～伊方町)、宿泊費、光熱水費、体験にかかる消耗品費(手袋、はさみ等)、町内移動燃料費(体験に係る経費)

(3) 第2次選考（個人面接）

体験終了後、第2次選考受験希望者(隊員になる意志の強い方)を対象に、伊方町役場にて面接を行います。日程等詳細については、体験中にお知らせします。

(4) 最終選考結果の報告

最終選考の結果報告は、文書にて全員に通知します。

※選考の結果により、数ヶ月の仮採用を行う場合があります。